

日高市学校給食用物資納入事業者登録に関する要領

(選定基準)

第1条 学校給食用物資納入事業者の選定基準は次のとおりとする。

(1) 立地条件

- イ 日高市内又は日高市周辺地域に営業所があること。
- ロ 製造加工を要する食品については、市内又は市周辺地域に製造加工設備があること。ただし、その地域内で製造ができず、あるいは必要物資の調達が困難な食品はこの限りでない。
なお、当日処理を要する物資を扱う事業者については、必要限度加工設備を有すること。

(2) 経営規模

- イ 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。
- ロ 工場、店舗販売等固定した営業施設を有し、常時営業を続けていること。

(3) 信用状況

- イ 営業経歴が正しく、営業状態が良好であること。
- ロ 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。
- ハ 引き続き2年以上その営業に従事していること。ただし、特別な事由があるものは、教育長の審査を受け決定する。
- ニ 納税義務が履行されていること。

(4) 衛生状況

- イ 保健所の監視点が81点以上であること。
- ロ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ハ 製造加工事業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵・冷凍設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(5) 供給能力

- イ 指示の期日、時刻に指定の場所に物資の納入ができること。

(申請手続き)

第2条 学校給食用物資納入事業者登録申請手続きは次のとおりとする。

(1) 申請の期間

- イ 申請書の提出期間は、毎年2月1日から2月15日の間とする。
- ロ 申請の資格は、前条の選定基準にすべて適合するものとする。
- ハ 申請書は、日高市学校給食センター所定の用紙を用いる。
- ニ 登録者の募集方法は、必要に応じ教育長の指示によりこれを行う。

(2) 申請時の提出書類

- イ 登録申請書
- ロ 印鑑登録票
- ハ 納税証明書(市町村民税)
- ニ 食品衛生監視票(ただし、青果物、酒取扱い事業者については、免除する。)

ホ 細菌検査（検便）結果表

へ 営業概要及び経歴書（初回登録者のみ）

（教育長の承認）

第3条 申請のあった事業者については、教育長の承認を受けて登録指定事業者とする。

（指定証の交付）

第4条 前条により適格者として判定されたものに対しては、学校給食用納入事業者として登録し、指定証を交付する。

（有効期間）

第5条 前条に規定する有効期間は、一年間とする。

（指定の取消し）

第6条 指定事業者が次の各号の1に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

イ 学校給食用物資調達要領又は、学校給食センター所長の指示に反したとき。

ロ 法規又は監督庁の命令により業務の執行を停止させられたとき。

ハ 入札時に応札せず、何らの連絡、届出等しないとき。

（指定事業者の自覚）

第7条 指定事業者は、学校給食用物資納入にあたっては、常に学校給食の重要性を認識し契約等の条項を遵守するとともに、日高市学校給食センター給食用物資調達要項及び指示に従い、誠意をもって業務を遂行しなければならない。

第8条 指定事業者の報告及び届出事項は次のとおりとする。

イ 指定事業者は、営業内容及びその他に著しい変更が生じた場合は、すみやかに報告すると共に、文書により届け出ること。

ロ 指定事業者の家族及び従業員の中より病気（法定伝染病）が発生した場合は、すみやかに報告すると共に、医師の診断書を添えて届け出ること。

（検便）

第9条 指定事業者は、代表者、従業員及び配送業務に従事する者の検便（赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌）を毎月1回以上行い、その成績表を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月27日改正）

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成16年1月6日改正）

この要領は、平成16年1月7日から施行する。